

NEWS LETTER

平成23年1月28日

江戸川区立瑞江中学校2年生

チャレンジ・ザ・ドリーム

44号

消費者の救済策⇒クーリング・オフ！！

契約とは？

自分と相手の意思がぴったり合った約束をして、「約束を守るための」法律上の責任が生じる関係のことです。例えば、次の様なことも**契約の一種**です。

- ・口約束でも契約は成立する。・自動販売機で飲み物を買う。
- ・サイトで音楽などをダウンロードする。



人々を救うクーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引に限って、よく考えて「**契約をやめたい！！**」時に、消費者が**無条件で一方向的に契約を解除**できる特別な制度です。

クーリング・オフが使える期間

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法など）	20日間
特定継続的役務提供（英会話教室など）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法など）	20日間

（法律上正しい内容の契約書面などを受け取った日から）

こんな時は、クーリング・オフは出来ません！！

- ① 自分で店に買いに行ったり、通信販売で買った時。
- ② 乗用車の購入など、法律でクーリング・オフ対象外の商品。
- ③ 消耗品（健康食品や化粧品など）を使用してしまった時。
- ④ 現金で3,000円未満の商品を購入した時。

➡ **「知る」ということは、最大の武器なのです！**

➡ **困ったときは消費者センターに相談しよう！**

相談専用電話 **03-5662-7637**(月～金 9時～16時)

発行・お問い合わせ先：江戸川区消費者センター



03-5662-7635

